

飯田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について

企画部
こども未来健康部
教育委員会事務局

1 飯田市のいじめ問題への対応に関する基本的な考え方

市内小中学校に通う児童生徒が安心して、健やかな学校生活を送るために、「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である」という基本的認識のもと、いじめ問題は、どの学校においても起こりうることを想定し、「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)(以下、「法」という。)」及び「飯田市立小中学校いじめ防止等のための基本方針(平成 25 年策定)」に基づき、関係機関等が連携して迅速に対応する。

2 協議会等の設置目的

法第 14 条第 1 項及び同条第 3 項並びに第 30 条第 2 項は、地方自治体でいじめ問題対策連絡協議会等を設置することができるものと定めており、近年、全国的に増加傾向にあるいじめ問題や当市においても発生している重大事態等に対応するため、関係機関等が連携してより迅速かつ実効性のある対策が講じられるよう、法に基づいて、飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定し、協議会等を設置する。

3 制定しようとする条例の概要

(1) 条例案の名称

飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例

(2) 設置する組織及び任務等

ア 飯田市いじめ問題対策連絡協議会

【担当：こども未来健康部】

- ・ 任務：いじめ防止に係る機関との連携、いじめの実態調査、いじめ防止の取組報告
- ・ 委員：15 人以内で市長が委嘱
学校教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者 など
- ・ 任期：1 年

イ 飯田市いじめ問題調査解決委員会

【担当：教育委員会】

- ・ 任務：いじめ防止のための対策、重大事態等の事案調査及び審議
- ・ 委員：8 人以内で教育委員会が委嘱
法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門知識を有する者、学識経験者 など
- ・ 任期：2 年

ウ 飯田市いじめ問題再調査委員会

【担当：企画部】

・ 任務：いじめ防止のための対策、重大事態の調査結果の再調査及び審議

・ 委員：8人以内で市長が委嘱

法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門知識を有する者、学識経験者 など
ただし、飯田市いじめ問題調査解決委員会委員との重複はしない。

・ 任期：2年

(3) 委員報酬

1日 6,700円、半日 3,350円

飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例に加える。

(4) 施行日

公布の日とする。

(5) その他

・ いじめ問題防止対策に関わる飯田市の組織体制等は最終ページ「飯田市におけるいじめ防止対策に係る組織体制図(案)」参照

・ 条例制定に併せて、協議会等の運営に関し必要な事項については、担当部署が要綱でこれを定める。なお、「飯田市いじめ問題調査会議運営要綱(令和8年教委告示第5号)」については、飯田市いじめ問題調査会議は本条例の施行をもって飯田市いじめ問題調査解決委員会へ移行されるため、本条例の施行と同時に廃止する。

・ 会議とは別に調査等に係る費用は別途支給することとし、本条例の関連する要綱等でこれを定める。

4 関連条文抜粋

○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(中略)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

飯田市におけるいじめ防止対策に係る組織体制図(案)

【関連法令】 いじめ防止対策推進法
【関連資料】 飯田市立小中学校 いじめ防止等のための基本方針
飯田市いじめ対応マニュアル

令和8年第2回定例会
議案第74号 補足説明資料

飯田市立小中学校 いじめ防止等のための基本方針 法第12条

飯田市教育委員会

飯田市教育委員会の附属機関

(新) 飯田市いじめ問題調査解決委員会

組織：委員8名以内

設置根拠：法第14条第3項、条例第9条

<役割>

教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための有効的な対策

<事務局>

教育委員会事務局

(現)
飯田市いじめ問題
調査会議

設置根拠：法第28条第1項、条例第10条

<役割>

- ・重大事態の調査及び事実の明確化
- ・重大事態の調査結果の公表
- ・その他、重大事態に関し必要と認められる事項

<事務局>

教育委員会事務局

市長へ
報告

(新) いじめ問題等調査員

設置根拠：要綱

<身分>

- ・特別職の市職員として市教委が任用

<任用>

- ・法律・医療・心理・福祉・教育等に関する専門知識を有する者、学識経験者

<職務>

- ・いじめの重大事態に係る第三者による調査等
- ・いじめ問題等の解決に向けた助言

<報酬及び費用弁償>

- ・「飯田市いじめ問題等調査員派遣事務取扱要領」にて規定

凡例



調査員を要請



調査員を派遣

教育委員会が主体となる場合

重大事態発生に伴い
教育委員会が調査の主体を判断

学校が主体となる場合

学校

いじめ防止基本方針 法第13条

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

設置根拠：法第22条

<役割>

- ・いじめ防止等の対策

いじめの事実があると
思われる事案

学校におけるいじめ対策組織

設置根拠：法第23条第3項

<役割>

- ・いじめを止めさせる
- ・いじめの再発防止
- ・被害児童又は保護者支援
- ・加害児童等指導、保護者への助言

学校におけるいじめ問題調査解決委員会

設置根拠：法第28条

<役割>

- ・質問票などによるいじめ調査
- ・その他適切な方法
- ・事実関係の明確化

首長部局 市長の附属機関

(新) 飯田市いじめ問題再調査委員会

組織：委員8人以内

設置根拠：法第30条第2項

<役割>

飯田市いじめ問題調査解決委員会、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織からの調査報告に対する必要な調査審議等

<事務局>

企画部

(新) 飯田市いじめ問題対策連絡協議会

組織：委員15人以内

設置根拠：法第14条第1項、条例第2条

<役割>

- ・関係機関の情報共有と連携体制構築
- ・いじめ防止に向けた施策の検討
- ・個別事案に向けた支援（警察は安全確保、児相は家庭訪問等、個別事案における機関ごとの対応整理などが想定される）

<事務局>

こども未来健康部